

# WAKAYAMA HOUSE 宿泊約款

2021-06-24 制定

## 本約款の適用

### 第1条

1. 当宿泊施設の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
2. 当宿泊施設は、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

## 宿泊引受の拒絶

### 第2条

1. 当宿泊施設は、次の場合には宿泊の引受をお断りすることがあります。
  - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき
  - (2) 満室よるとき
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風に反する行為をする恐れがあると認められたとき
  - (4) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
  - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができなとき
  - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊施設に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。又は宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
  - (8) 前号と同様に、近隣住民、周辺施設等に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。又は、著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき

## 氏名等の明告

### 第3条

1. 当宿泊施設は宿泊日に先立つ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申し込み」という)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約申込者に対して、次の事項を明告を求めることがあります。
  - (1) 宿泊者の氏名、住所、国籍、職業
  - (2) その他、必要と認めた事項

## 予約金

### 第4条

1. 当宿泊施設は宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間の予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は、事情に定める場合に該当するときは、同条の違約金の充当し、残額があれば変換します。

## 予約の解除

### 第5条

1. 当宿泊施設は、宿泊の予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは別に定める違約金規定により違約金をお申し受けます。
2. 当宿泊施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後8時になっても到着しない場合は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第6条

1. 当宿泊施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1) 第2条第3号から第8号に該当することとなったとき
  - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの明告がなされなとき。
  - (3) 第4条第1号の予約金に支払いを請求したが場合において、期限までにその支払がないとき。

## 宿泊者の登録

## 第7条

1. 宿泊者は宿泊日当日、当宿泊施設にて専用端末又は、専用用紙にて次の事項を当宿泊施設に登録してください。

(1)第3条第1号の事項

(2)外国人の方にあつては、旅券番号及び日本上陸日

(3)出発日および出発時刻

(4)その他当宿泊施設が必要と認めた事項

## チェックアウト

### 第8条

1. 宿泊者が当宿泊施設をチェックアウトする時間は午前11時とします。
2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えての使用に应ずる場合があります。この場合においては、次に掲げる追加料金を申し受けます。  
ご延長料金:1時間に付き3,000円(税抜)  
午後3時以降は一泊料金となります。

## 料金の支払い

### 第9条

1. 予約申し込みをしたウェブサイトの支払い方法に準じるものとします。
2. 宿泊者が施設の利用を開始したのに任意に宿泊されなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 利用規則の遵守

### 第10条

宿泊者は、当宿泊施設において、当宿泊施設が定めて掲示した利用規則等に従っていただきます。

## 宿泊の拒絶

### 第11条

1. 当宿泊施設はお引き受けした宿泊期間中であっても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることができます。  
(1)第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。  
(2)前条の利用規則に従わないとき

## 宿泊者の責任

### 第12条

当宿泊施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当宿泊施設にご入室したときから始まり、宿泊者が当宿泊施設をご出発したときに終わります。

## 違約金申し受け規定

1. 宿泊予約のキャンセル、不泊の場合の違約金は予約したサイトの規定によるものとします。
2. 宿泊約款 第3条第8号の行為が発覚した場合には、宿泊料金の300%を限度として、クレーム対応の緊急対応費および、営業保証金などとして違約金を申し受けます。